

「令和2年新型コロナウイルス感染症」 により経営の安定に支障を生じている方へ

階上町では、青森県が実施する特別保証融資制度の利用者で、
一定の要件を満たしている方に対して信用保証料の補助を行います。

概要

◎対象資金

青森県経営安定化サポート資金
特別保証融資制度要綱 2(3)災害枠(①に限る。)

◎補助対象者

- ・階上町内に住所を有し、階上町内で営業している方。
- ・町に納付すべき税金を滞納していないこと。
- ・青森県経営安定化サポート資金災害枠により、
融資額 1000 万円以内かつ融資期間 10 年以内
(うち据置期間 2 年以内)で融資を受けた方。

◎補助内容

- ・**県による信用保証料 30%補給後の信用保証料を全額補給**

◎実施期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(予算の都合により、保証料補助の終了が早まる場合があります。なお、この場合でも所定の保証料を負担し、青森県が実施する特別保証融資制度を利用することは可能です。)

◎問い合わせ先

- 信用保証料補助に関すること
階上町産業振興課 電話 0178-88-2875(直)
- 青森県特別保証融資制度に関すること
青森県商工政策課商工金融グループ 電話 017-734-9368(直)